

憲法（配点 60 点）

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【設例】

A 県は、食用の貝であるアサリの生産地として知られていたが、202X 年、A 県産として流通しているアサリに中国産や韓国産が混入していたことが発覚した。このため、同じ A 県産の他の海産物も大量に返品される事態となった。A 県の B 知事は、「アサリだけでなく、A 県産の海産物全体への信頼を揺るがす危機的状況であり、徹底した対策を講じる」と表明し、「A 県産アサリ再生協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。

協議会では、漁場から出荷に至るまでの経路で、他産地のアサリが混入するのを防止するための仕組み作りに加えて、「商標法」に基づく地域団体商標や「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づく地理的表示などを活用したブランド化の取り組みについて協議したが、産地偽装を防止し、A 県産海産物のブランド価値を回復するには、強力な措置が必要であるとして、「A 県産アサリを守り育てる条例（案）」を策定して B 知事に答申した（以下「本件条例案」という。）。

本件条例案によれば、県の認定する工場で検査・封印を行った上で、県の認証した販売店において出荷、販売するアサリにのみ「A 県産」のラベルを表示することを認め、それ以外のルート（ネット販売や直販など）で出荷、販売するアサリに「A 県産」と表示することは禁止され、これに違反する表示をした者は、罰金刑に処せられる。

X は、産地偽装問題が生じる以前から、A 県内で、昔ながらの手堀りによるアサリ漁を行い、高級食材としてネットで注文を受け、空輸により納品することで、全国の料亭などに販路を拡げてきた。X は、現に A 県内で漁獲したアサリなのに、県の定める流通ルートに乗らなければ「A 県産」と宣伝できないというのでは、これまでの努力が水の泡になってしまうと考え、甲弁護士に相談した。

【設問 1】（配点 30 点）

本件条例案につき、職業選択の自由を保障する憲法 22 条 1 項に適合するか否かについて論じなさい。

【設問 2】（配点 30 点）

本件条例案につき、表現の自由を保障する憲法 21 条 1 項に適合するか否かについて論じなさい。

以上